

令和6年 天草市農業委員会第2回総会議事録

令和6年2月27日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
5番	猪原 真滋 君	6番	中村 三千人 君
7番	野中 幸廣 君	8番	平岡 敬則 君
9番	川口 明 君	10番	富崎 ますみ 君
11番	黒川 紀世子 君	12番	端田 睦子 君
13番	山並 彰一郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
書記	浦川 優也	書記	濱 朋也
書記	宮川 楓大		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第11号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第12号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第13号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第14号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第7	議第15号	非農地証明書交付申請について
日程第8	議第16号	非農地判断について
日程第9		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和6年天草市農業委員会第2回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。令和5年度も残り1か月となりました。農業委員会の各事業につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんのご協力により、今年度の目標は大方達成できました。感謝申し上げます。また、コロナやインフルエンザなども流行しております。これらに十分注意しながら、業務に励んでいただければと思います。それと、タブレットの導入により、農地利用最適化推進委員に直接データを入力していただいたことで、事務局での処理がスムーズにできるようになりました。業務の効率化が図られたことにより、残業も少なくなったので、事務局の皆さんも感謝されております。各地区に帰られてから、農地利用最適化推進委員の方々にもお伝えしていただければと思います。本日の案件につきましては、3条が6件、4条が6件、5条が5件、利用権設定が34件、非農地が6件、合計57件の案件が提案されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、すべての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、13番山並委員、2番山下委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第10号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。東町の譲受人は、亀場町の譲渡人より、亀場町の田461㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。地目は田ですが、現況は畑になっております。すぐにでも耕作できる状態ですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は、今釜新町の譲渡人より、佐伊津町の畑 250 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。2月20日に堤内推進委員と現地確認に行きました。野菜を栽培されるということで、半分は既に耕してありました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。河浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、小松原町の畑 156 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはオリーブを栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。住宅に囲まれた狭い農地で、河浦の方がこの土地を購入して本当に管理をされるのかなと心配でしたが、オリーブを栽培されるとのことですので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。愛知県の譲受人は、福岡市の譲渡人より、有明町の畑2,333㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。譲受人は今年度中に天草に移住する予定で、入居する家に隣接する農地と一緒に購入して、自給的農業を行うとのことでした。何ら問題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑364㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件に

は該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。2 月 25 日に馬場推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、すぐにでも耕作できる状態でしたので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6 番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田 1,945 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。2 月 21 日に小林推進委員と現地確認を行いました。既に耕作ができる状態にあり、譲受人の〇〇付近でありますので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 3、議第 11 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑 108 m²を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。

ださい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車場が不足しているため、住宅 1 棟、物置 1 棟、駐車場 5 台、庭、転回スペースとして利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認を行いました。申請地が崩れかけており、下の道路が通学路で危険なため、許可を得る前に転用してしまったとのことです。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2 番について説明します。転用者は福岡市の個人で、楠浦町の畑 77 m²を通路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、倉庫に進入するための通路が必要なため、倉庫 1 棟、駐車場 2 台、庭、通路、地区ゴミ収集所として利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○10 番（富崎ますみ君） 10 番富崎です。先日、浦上推進委員と現地確認に行きました。以前からこの状態で使用されておりましたが、周囲に影響はないものと思われま。始末書も出

ておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4条3番と5条3番の件について、関連する内容であるため、事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページと5ページをご覧ください。4条3番と5条3番の案件について、関連する内容であるため、一括して説明致します。転用者は浄南町の個人で、4条は本渡町の畑23㎡を、5条は本渡町の畑26㎡を通路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸倉庫に進入するための通路が必要なため、貸倉庫1棟、作業場、通路として利用する計画です。資料③の4ページと10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されております。補足で説明させていただきます。配置排水図に小さい建物が2棟示されておりますが、今後取り壊す予定であるため、資料②にはその分を除いた貸倉庫1棟と表記しております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日山下推進委員と現地確認に行きました。始末書も出ておりますし、周りも雑種地で申請地だけ農地として残っていたのだらうと思います。特に問題はないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4条4番と5条4番の件について、関連する内容であるため、事務局より一括し

て説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4条4番と5条4番の案件について、関連する内容であるため、一括して説明致します。転用者は今釜町の個人で、4条は今釜町の畑78㎡を、5条は今釜町の畑63㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、物置1棟、駐車場2台、庭、通路として利用する計画です。資料③の5ページと11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認に行きました。始末書にあるとおり、昭和52年に造成して住宅を建設しています。譲受人の父が転用しており、かなりの年月が経っていますが、始末書も出されておりますので、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の田1,215㎡を駐車場及び資材置場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道河内上津浦港線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、資材及び廃材置場、駐車場が不足しているため、駐車場3台、資材・廃材置場、進

入路、転回スペースとして利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に農地として利用されていないため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。2月22日に山下推進委員と現地確認に行きました。事務局から説明があったとおりで、始末書も出ておりますので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田1157㎡に植林をしている案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、スギ285本、ヒノキ10本、クヌギ30本を植林している計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。2月24日に田口推進委員と現地確認を行いました。譲受人の父親が植林したそうで、日当たりが悪く、農地として利用することが難しい場所でした。始末書も提出されておりますので、特に問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第12号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑3.62㎡を贈与により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、駐車場1台、庭として利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。始末書にありますとおり、測量した際の境界が誤っており、自宅の一部が農地のままで残っていたそうです。隣に新築の住宅がありますので、その住宅の建設の際に判明したのだらうと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は京都市の個人で、亀場町の田と畑146㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、天草に帰郷するにあたり、住宅の駐車

場が不足しているため、住宅1棟、駐車場7台、庭として整備し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に農地として利用されていないため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。国道沿いにあり、立地の良い土地だと思って見てきました。事務局に質問なのですが、事業計画書に申請者が事業をされると書いてありましたが、隣の住宅も一緒に購入されるのでしょうか。

○事務局（宮川楓大君） はい。隣の宅地部分と一緒に購入されるそうです。

○10番（富崎ますみ君） 分かりました。事業をされるということで、その駐車場として利用される分には何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の6ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は五和町の法人で、五和町の畑612㎡を売買により取得し、通路及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、寺院の駐車場が不足しているため、駐車場20台、通路として整備し、利用する計画です。資料③の12ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。2月24日に原田推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、寺院の駐車場として利用されるとのことでした。何ら問

題ないと思いますので、ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 13 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 7 ページから 13 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が 1 件、利用権の新規設定の計画が 4 件、再設定が 6 件、合計 11 件で、筆数 23 筆、総面積が 50,051 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 13 ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 14 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。資料②の 14 ページから 26 ページをご覧ください。更新の計画が 17 件、再配分の計画が 4 件、利用権移転の計画が 2 件、合計 23 件で、筆数 61 筆、総面積が 93,015 m²となっております。以上の計画は耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 14 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」をすべて満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第15号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 非農地証明書交付申請件数は、有明地域が2件、五和地域が3件、河浦地域が1件の計6件です。筆数は全体29筆、面積は51,789㎡となっております。資料③の15ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の27ページと28ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から4番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が5番と6番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。次が7番から9番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が10番から14番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ約〇〇kmと〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が15番から29番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で8枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。8枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番から4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 5番と6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 7番から9番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 10番から14番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 15番から29番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 (本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長 (本田実君) 日程第8、議第16号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局 (松本馨君) 議第16号、非農地判断についてご説明致します。この議第は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、久玉町の農地115筆、面積が128,706㎡でございます。これらの農地は、去る令和6年1月23日に農業委員の金棒委員と最適化推進委員の宇土委員、事務局の植村・内田の計4名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農

地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認致しております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただいま説明がありました。ご意見はありませんか。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。所有者の方々に通知を送っていると思いますが、所有者本人が、登記の手続きを行わない場合はどうなるのでしょうか。

○事務局（松本馨君） 登記までされていませんので、登記地目は変わりませんが、農地台帳上では非農地として農地から除外される流れになります。

○7番（野中幸廣君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他にご意見はありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（本田実君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の36ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は3件。うち2件は田を畑として利用したい、うち1件は畑を形状変更して利用したいというものでした。第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和6年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

閉 会 15時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本 田 美

署名委員

山 並 彰 一 郎

署名委員

山 下 和 子